

保証月報



Contents

- ・ 創立70周年記念特別保証の創設について
- ・ 平成30年度 地域応援キャンペーンを実施します
- ・ 創業セミナーを開催しました
- ・ 中小企業支援の架け橋 ～福井県事業引継ぎ支援センター～ 他

2018

9

特集

協会70年のあゆみ 第3回

～創立70周年を迎えるにあたって～



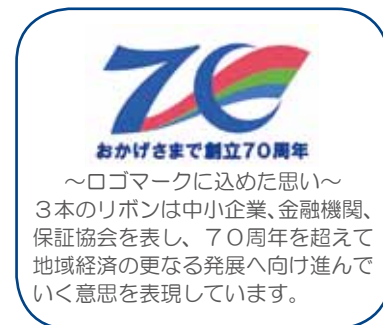
福井県信用保証協会
FUKUI GUARANTEE

▶ 巻頭特集

- 1 協会70年のあゆみ 第3回 ～創立70周年を迎えるにあたって～

▶ お知らせ

- 3 創立70周年記念特別保証の創設について
創立70周年ロゴマークを作成しました
- 4 平成30年度 地域応援キャンペーンを実施します
- 5 相談会の開催について
平成30年台風第21号に係る経営相談窓口について
- 6 創業セミナーを開催しました
- 8 TKC 北陸会との業務連携について
- 9 住宅宿泊事業（民泊）の取扱いについて
- 10 中小企業支援ネットワーク会議を開催しました
- 11 金融法務研修会を開催しました
地域社会への貢献に取り組みます



▶ 特集

- 12 中小企業支援の架け橋 ～福井県事業引継ぎ支援センター～

▶ 14 平成30年8月の保証動向

▶ 15 保証実績月別推移表

▶ 統計資料

- 16 事業概況
- 17 業種別保証状況
- 18 金融機関別保証状況
- 19 市町別保証状況
- 19 資金使途別保証状況
- 20 制度別保証状況

▶ 保証制度一覧

- 21 協会保証制度
- 23 福井県制度融資
- 24 各市制度融資

今月の表紙：めがね会館と鯖江のめがね

明治38年から雪深い寒村での農閑期の副業として始まった眼鏡産業は、繊維産業と並ぶ福井県の基幹産業です。鯖江を中心に日本製メガネフレームの9割以上を生産し、世界的なめがね産地となっています。また、軽く丈夫で金属アレルギーを起こしにくいチタンフレームの開発に世界で初めて成功しており、このチタン加工技術は、近年では医療分野にも転用されています。

一つの眼鏡が完成するまでには200以上もの工程が必要とされており、生産効率化のため機械が導入された現在でも、重要な工程は職人の手で丹念に行われています。こうして世界最高品質の眼鏡を全国・世界へお届けしています。

協会70年のあゆみ

～創立70周年を迎えるにあたって～

第3回

創立70周年を迎える協会のあゆみ、第3回は日本経済が激動する昭和後期に協会が果たしてきた役割について振り返っていききたいと思います。

高度経済成長期は終わりに向かい、昭和45年には米国の保護貿易主義の台頭により輸出不振となり、特に輸出の割合が大きい繊維産業は大きな影響を受けました。

このような景気停滞下、当協会は県の要請を受け「福井県繊維産業緊急融資」等の制度を設け救済措置を講じて、保証承諾は118億円となり、設立から初めて100億を超えました。

昭和46年にはドル防衛策（ニクソン・ショック）による変動相場制への移行、多国間通貨調整合意（スミソニアン協定）による新為替レートによる固定相場制への復帰による円切上げや日米繊維協定締結等により大きな影響を受け、本県においても政府や県による救済措置が取られました。

こういった状況を受け、協会も各種救済融資の保証を行うとともに保証限度の引き上げを行い支援に努めました。

普通保証限度額の推移(昭和後期)

単位：万円

施行年月日	個人・法人	組合	無担保無保証人
昭和46年 4月	2,500	5,000	80
48年 7月	3,500	7,000	100
49年 2月			150
3月	5,000	10,000	
50年12月			250
55年 6月	7,000	14,000	300
63年 4月	12,000	24,000	450

昭和47年の日本列島改造ブームによる好景気、48年の第一次石油危機による諸物価急騰を受け、政府は高金利政策、総需要抑制策を実施し、49年には戦後初めて実質経済成長率はマイナスとなりました。県内においても企業倒産が過去最高を示す事態となりました。

このように中小企業を取り巻く環境が変動する中、政府や県の金融政策の下、協会は順次保証限度の引き上げや制度保証の新設などを実施し中小企業者の支援に努めました。

政府による景気対策などを経て、昭和50年代半ばには景気は拡大基調となり、協会は資金需要の大口化に対処するため、保証限度を引き上げました。この時期の本県は、原材料高騰や天候不順により厳しい環境だった眼鏡工業を除き、繊維・機械工業を中心に好調で特に繊維工業の中でも主力の合繊織物の生産高は過去最高となりました。

昭和55年12月、昭和38年以来の豪雪（56豪雪）に見舞われ、被害総額は1,283億円に及びました。これに対応するため県と協力して「雪害対策特別保証」を実施し、被害を受けた中小企業の支援に努めました。

昭和57年、県内では不況による企業の大型倒産が相次ぎ、企業倒産は過去最高を更新しました。中でも繊維関係での売上げ不振による倒産や連鎖倒産が多く、当協会でも特別保証などの救済措置を講じました。翌58年からは輸出が持ち直したことにより、県内景気も回復傾向となっていました。

昭和61年には、金融の自由化・国際化の進展等により資金調達手段が多様化しているなかで、中小企業者もこれらの変化に対応できるように全国統一保証として「当座貸越根保証」、翌62年には「長期経営資金保証」、さらに借入れのつど、手続き等を不要とした「事業者カードローン当座貸越根保証」を創設し、中小企業に多様な資金調達手段を提供できるようになりました。

昭和後期の経済変動に対応する一方で、保証承諾の伸長に伴う業務量の増加を受け、全国の協会は機械化に取り組みコンピュータを中心とした事務合理化を積極的に進めていくこととなり、当協会でもコンピュータ導入と共に、協会業務の迅速化・多様化に対応したシステムの構築が進みました。

協会機械化の歴史（事務の合理化）

昭和45年 4月	連合会業務委員会答申
昭和47年 4月	47年度事業計画書で機械化の方向を打ち出し
6月	福井銀行事務センターの全面協力を得て、機械化に踏み切る
昭和48年 4月	福井銀行との委託業務（バッチシステム）を開始
昭和50年 4月	保証業務を除きほぼバッチシステム完成し稼働開始
昭和55年 3月	事務のオンライン化について理事会の承認を得る
昭和56年 4月	三谷コンピュータシステムと共同開発スタート
昭和57年11月	総合オンライン業務（総務関係除く）完成し、基幹システムを三谷コンピュータシステムと委託業務開始
昭和59年 5月	保険公庫の保証通知、完済通知のMT化完了
昭和61年 3月	預託管理システムの開発開始
4月	保険公庫の変更通知についてMT化
5月	保険公庫の相殺データについてMT化
6月	連合会「コンピュータ委員会」が発足
11月	預託管理システム（DES-SYSTEM）完成
昭和62年11月	コンピュータ委員会より『業務処理標準化モデル』が報告される
昭和63年 6月	三谷コンピュータシステムと共同で、基幹業務システムの改良を開始
昭和63年12月	新基幹業務システム完成し稼働開始（年号変更に伴うシステム改良）

こうして昭和が終わり、時代は平成へと移っていきます。以後、金融システムの変革と共に信用保証制度は多様化の様相を見せていくこととなります。



創立70周年記念特別保証の創設について

福井県信用保証協会は、平成30年12月1日で創立70周年を迎えます。

これを記念して保証料率を優遇した新たな保証制度『かんしゃ70福井』を創設し、10月1日より取り扱いを開始します。

この保証制度を通じて、当協会をご利用いただく中小企業の皆さまに感謝の気持ちをお伝えするとともに、地域経済の一層の成長と発展を支えてまいります。

創立70周年記念特別保証『かんしゃ70福井』

対 象 者	業歴1年以上の中小企業者の方
保証限度額	3,000万円
対 象 資 金	事業資金（借換資金を除く）
保 証 期 間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	原則として、均等分割返済
貸 付 形 式	証書貸付
保 証 料 率	年0.25～1.70% （通常の保証料率より0.2%引下げ）
貸 付 利 率	金融機関所定の利率
担 保	徴求しない
保 証 人	原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない

◆ 取 扱 期 間 ◆

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

お問い合わせ

企業支援部 保証課 TEL 0776-33-8311



創立70周年ロゴマークを作成しました

創立70周年のPRのため、職員からアイデアを募りロゴマークを作成しました。

当協会のイメージカラーである青を基調とし、3本のリボンは中小企業、金融機関、保証協会を表し、70周年を超えて地域経済の更なる発展へ向け進んでいく意思を表現しています。





平成30年度 地域応援キャンペーンを実施します

当協会では、地域支援機関と連携した保証制度や、創業5年未満の創業者及び保証を利用されていない中小企業の皆さまに対する信用保証を通して、経営の安定や基盤強化に積極的に取り組むことにより、地域創生・活性化を図ることを目的として「地域応援キャンペーン」を実施いたします。

金融機関の皆さまには、当キャンペーンを通して地域創生・活性化にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(実 施 期 間)

平成30年10月1日～平成31年3月31日

(対 象)

- ①「税理士連携短期継続保証」推進店舗
- ② 創業、新規・再利用推進店舗

(表 彰 選 考 基 準)

- ①「税理士連携短期継続保証」推進店舗
実施期間における「税理士連携短期継続保証」の保証承諾件数が多い店舗
- ② 創業、新規・再利用推進店舗
実施期間における創業、新規・再利用企業者の保証承諾件数（企業者数）が多い店舗
※ 創業者とは、創業5年未満で創業関係の保証制度を利用した企業者
新規・再利用企業者とは、平成30年9月末時点で保証債務残高がない企業者

①、②ともに平成31年3月末時点で保証債務残高を有していること

①を利用した企業者が、新規・再利用企業者の場合には創業、新規・再利用推進店舗としてもカウントします

②において、1企業者で実施期間中に複数回承諾をした場合には、最初の承諾のみをカウントします
また、複数の金融機関より同時申込があった場合には、どちらの金融機関もカウントします

お問い合わせ 企業支援部 保証課

(担当) 上坂・廣部

TEL 0776-33-8311



相談会の開催について

10月の各相談会の日程をご案内します！

日 程	時 間	内 容	会 場
10月 4日（木）	10:00～15:00	現地相談会	小浜商工会議所
10日（水）	17:00～20:00	夜間窓口	当協会
23日（火）	10:00～15:00	現地相談会	福井北商工会川西支所
28日（日）	9:00～17:00	日曜窓口	当協会

※夜間・日曜相談窓口については、前営業日までの事前予約制とさせていただきます。

●現地相談会 相談状況（8月末まで） ●夜間窓口 相談状況（8月末まで）

計 33件

計 3件



平成30年台風第21号に係る経営相談窓口について

このたびの平成30年の台風第21号により被害を受けられた県内中小企業・小規模事業者の方々に対して、資金繰りや経営のご相談にお応えするため、「相談窓口」を設置しましたので、ご相談くださいますようお願いいたします。

窓 口 名	平成30年台風第21号に係る経営相談窓口
設 置 日	平成30年9月6日（木）
相談時間	8時55分～20時00分 ※平日17時15分以降および休日のご相談につきましては、 平日の17時まで事前にご連絡をお願いいたします
場 所	当協会（福井商工会議所ビル4階）

お問い合わせ

企業支援部 保証課 TEL 0776-33-8311



創業セミナーを開催しました

8月29日から9月19日までの毎週水曜日の19時～21時、当協会にて創業セミナーを全4回で開催いたしました。

一般社団法人福井県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士の方を講師にお招きして、今年は昨年までの内容に加え、新たに「会計・税務」や「売上アップのポイント」についてなど、より実務的な要素を加えた内容での開催となりました。

講義内容 及び講師	第1回	内容：「創業に向けた準備をしてみよう！」
		講師：吉村征浩中小企業診断士
	第2回	内容：「創業計画を作ってみよう！」
		講師：白崎貴之中小企業診断士・社会保険労務士
	第3回	内容：「会計・税務を学んでみよう！」
		講師：安田圭介税理士・中小企業診断士
	第4回	内容：「売上アップを目指してみよう！」
		講師：竹内真一中小企業診断士

第1回 「創業に向けた準備をしてみよう！」

第1回では、創業の意義や創業準備の必要性、ビジネスプランの作成について講義していただきました。講義では経営の成否を分ける一番のポイントとして経営理念の重要性について説明いただき、受講者の創業意識を高めました。

また、SWOT分析による経営戦略策定のための手法やPDCAサイクルを用いた業務改善の手法についても解説いただきました。



第2回 「創業計画を作ってみよう！」

第2回では、創業時に解決すべき問題点や確認事項、ビジネスモデルの構築等を通して、創業計画作成の意義を講義していただき、受講者の方に創業計画作成の手順について学んでいただきました。

自分の思いを創業計画書として形にすることで、環境や課題が整理され、ビジネスモデルが明確になり、利害関係者への説明にも活用できるとのアドバイスがありました。

第3回 「会計・税務を学んでみよう！」

第3回では、税務や会計について講義していただきました。講義では記帳の重要性や税務での注意事項、申告の基礎などの他、創業時に必要な諸手続きや、粗利益を考慮した価格設定の重要性など実務的な内容について解説していただきました。今年拡充された講義内容であり受講者の関心も高く、定員を超える盛況となりました。



第4回 「売上アップを目指してみよう！」

第4回では、商売についての知識や営業の重要性について講義していただきました。営業における鉄則や必要な要素、お金にまつわるリスク管理について説明いただき、売上アップのために実践すべき内容のアドバイスがありました。

また、講師の体験談を基に創業のポイントや成功の秘訣などもご教示いただきました。

参加者の声



開業への意欲が改めて湧いてきた



講義の内容を踏まえて創業計画を作成し、事業を進めたい



実務的な内容について学ぶことができ、大変参考になった



体験談を交えた説得力のある内容で、勉強になった

協会より（創業セミナーを終えて）

今回の創業セミナーには、全4回の合計で延べ77名の方にご参加いただき、盛況のうちに終えることができました。講師の先生方からは支援実績に基づく説得力のあるアドバイスをいただき、受講者の皆さまからは「大変勉強になった」とのご意見を多数頂戴することができました。

当協会は、創業セミナーの開催等を通して、創業者の方を全力でサポートしてまいります。

創業して間もない方に対する経営課題解決のアドバイスなども行っており、ニーズに応じた各種保証制度もご用意しております。

また、創業計画の策定を無料でお手伝いする個別支援として外部専門家（中小企業診断士）の派遣も行っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

お問い合わせ

企業支援部 企業支援課 TEL 0776-33-8312



TKC北陸会との業務連携について

平成30年9月10日（月）TKC北陸会（藤井俊彰会長）と「中小企業・小規模事業者の持続的成長を支援に関する覚書」を締結いたしました。

この4月から保証協会の業務に中小企業に対する経営支援が追加され、本格的に業務として位置づけられるなど、中小企業の経営の改善発達のために関係機関との連携強化が求められています。

本覚書では、双方の協力関係を強化して中小企業・小規模事業者への持続的成長に貢献することにより、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

具体的な業務協力につきましては、企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の強化やモニタリング支援に関する事項及び研修会・情報交換会の開催等を予定しています。

併せて、現在「TKCモニタリング情報サービス」の利用に向けて準備を進めており、本サービスにより保証先の決算書や月次試算表等の提供が可能となるなど、保証利用者への経営支援の充実に一層努めてまいります。



TKC北陸会役員との懇談会



住宅宿泊事業（民泊）の取扱いについて

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されたことに伴い、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）については許可等確認義務の対象事業となりました。

金融機関の皆さまにおかれましては、住宅宿泊事業者に係る保証申込の際には、自治体より申請人に対して送付された「住宅宿泊事業に係る届出番号及び届出年月日が記載された書面の写し」、「住宅宿泊事業に係る物件所在地に赴き標識を写真撮影しプリントアウトしたもの」を添付していただきますようお願いいたします。

また、設備資金につきましては次のとおり定められておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。（運転資金は全額が対象となります。）

① 住宅宿泊事業のみを営む場合

『所要資金×180日(※)／365日』により求められた金額が限度となります。

(※)住宅宿泊事業に係る年間提供日数の上限

② 住宅宿泊事業とその他の特定事業（貸家業）とを兼業する場合

イ その他の特定事業に係る事業用不動産（賃貸マンション、社宅等）の一部を使用して住宅宿泊事業を営む場合には、所要資金の全部を事業資金として取扱うことができます。

ロ 店舗併用住宅のうち住宅部分を使用して住宅宿泊事業を営む場合には、前記①と同様の取扱いとなります。

第四号様式（第十一条関係）

用① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
用② 「〇〇県知事」には、届出を受けた都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第五号様式（第十一号関係）

用① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
用② 「〇〇県知事」には、届出を受けた都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第六号様式（第十一号関係）

用① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
用② 「〇〇県知事」には、届出を受けた都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

お問い合わせ

企業支援部 保証課 TEL 0776-33-8311



中小企業支援ネットワーク会議を開催しました

8月22日（水）、当協会会議室にて中小企業支援ネットワーク会議を開催しました。

参加機関の間で、県内中小企業の経営・資金繰りの実態や今後の融資動向等について意見交換を行い、情報共有を図りました。県内景況につきましては、30年7月の豪雨の影響が懸念されましたが、物流では混乱がみられたものの、目立った影響はなかったとの報告がありました。また、依然として人手不足を経営課題とする企業が多く、対応策として求人の多様化や業務効率化を検討する企業が増えているとの意見がありました。

金融を取り巻く環境については、金融機関の役割としてコンサルティング機能を重要視するとの意見が多く聞かれました。

また、今回は東京商工リサーチ福井支店の方をお招きし「2017年福井県新設法人状況について」の報告をいただきました。

当協会からは、積極的に推進している創業支援の取組みについて、具体的な創業支援事例の紹介と併せてご報告するとともに、経営改善に取り組む中小企業者を金融調整により迅速に支援する「経営サポート会議」等について、今後も積極的にご活用いただくようご案内いたしました。

参加機関

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、日本政策金融金庫（中小企業事業）、商工組合中央金庫、福井商工会議所、福井県商工会連合会、福井県中小企業再生支援協議会、福井財務事務局、近畿経済産業局、中小企業再生支援全国本部、東京商工リサーチ

事務局……………福井県、福井県信用保証協会





金融法務研修会を開催しました

9月14日（金）、当協会顧問弁護士の小島峰雄弁護士より、「抵当権の被担保債権が免責許可の決定の効力を受ける場合における当該抵当権自体の消滅時効」、「錯誤と意思表示」について関連した最近の金融判例や、「債権者代位権」、「詐害行為取消権」について、2020年4月1日より施行される「民法改正法」における変更点を交えながら解説していただきました。

今後も保証協会を取り巻く法務環境の変化に対応していくため、金融法務研修会等を通して職員のスキルアップを図り、適切に期中管理・債権管理・回収等を行うことで信用補完制度の持続的発展に努めてまいります。



地域社会への貢献に取り組めます

平成30年9月29日（土）～10月9日（火）に第73回国民体育大会、10月13日（土）～10月15日（月）に第18回全国障害者スポーツ大会が福井県にて開催されます。

県民一丸となって成功に向けて取り組む中、当協会でも役職員の3割を超える16名が、競技役員やボランティアとして国体と障スポに貢献いたします。

今後もさまざまな活動を通して、地域社会への貢献に取り組んでまいります。

中小企業支援の架け橋

福井県事業引継ぎ支援センター

本特集では、保証協会を取り巻く環境が変化している中、中小企業支援という共通目的を持つ関係支援機関にスポットを当て、その活動や保証協会との連携や今後の展望についてお聞きます。

今回は、後継者不在により企業廃業が増加する中、社会問題となっている事業承継に係る課題の解決を支援する福井県事業引継ぎ支援センターの方にお話を伺いました。



福井県事業引継ぎ
支援センター

見谷 とも子 さま

福井県事業引継ぎ
支援センター
事業統括
館 則夫 さま

福井県事業引継ぎ
支援センター
専門相談員

小林 悟志 さま

Q. 貴センターの事業概要（活動内容）について教えてください。

福井県事業引継ぎ支援センターは県内中小企業の円滑な事業承継を目的として、事業承継に伴う財務や税務に関する専門家である税理士の方に常駐いただいて、事業承継に関する多様な相談に対応しています。

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者や、これら経営資源を引き継ぐ意欲のある中小企業・小規模事業者に対して、事業引継ぎに係る課題の解決に向けた助言、情報提供及びマッチング支援等を行っています。

Q. 福井県の事業承継の現状について教えてください。

福井県の現状について、県と公益財団法人ふくい産業支援センターが実施した調査では、「後継者が決まっている企業」の後継者に関しては「子」が8割以上、親族まで含めると9割以上と親族間における承継が大半を占めています。一方で、中小企業の代表者の6割以上が60才を超えるなど世代交代が進まず高齢化が進む中で、その内の4割は「事業承継を希望しているが後継者は決まっていない」、「事業承継はせず自分の代で廃業を検討している」といった結果となっています。さらに、「廃業を検討している企業」の6割は黒字経営にも関わらず、「事業承継が上手くいかない」といった理由で廃業を考えていて「望まない廃業」を選択せざるを得ない状況となっています。

補足となりますが「事業承継」には、ご親族の方が後を継ぐ「親族承継型」、会社などで従業員や役員が代表者となる「従業員承継型」、後継者が見つからないといった場合に第三者に事業を譲る「第三者承継型」と呼ばれる3種類のものがあり、最後の「第三者承継型」がいわゆる「事業引継ぎ」と呼ばれるものとなります。

Q. 貴センターが特に力を入れている支援取組みについて教えてください。

「後継者がいない」等の理由で事業継続に悩んでおられる事業者の方に、第三者承継である「事業引継ぎ」のためのサポートを行っております。具体的には「事業を引き継いで欲しい事業者」と「事業を引き継ぎたい事業者」とのマッチングを行っています。一方で、企業の成長戦略を目的とした「事業を引き継ぎたい事業者」からは、ゼロからの事業づくりではなく、既にある事業を取り入れることによるシナジー効果を求めるご相談も多く受けています。

また、事業拡大の事例紹介や譲渡後のフォローアップを通してM&Aのイメージアップに注力しています。

Q. これまでの取組み事例について教えてください。

今年5月に当センターに相談されていた企業間で、金融機関の協力も得て事業承継が成立しました。事業譲渡先を探していた和菓子製造を行う企業と、就労継続支援サービスを提供し、障害を抱える方を含む従業員の働く場を確保するため、事業拡大を検討していた福祉事業を行う企業との間でニーズが合致し、事業承継が実現したことで、伝統を継ぎつつ新しい事業展開を目指す事例となりました。

また、事業承継及び事業引継ぎをご理解いただくためのセミナーやパネルディスカッション等を随時開催しています。ここでは、親族承継に関係しての税金面での優遇支援や「後継者が居ないといった方」向けに福井県事業引継ぎ支援センターと金融機関が協力して実施している支援等についてご紹介させていただいています。

Q. 保証協会へのご意見やご要望をお聞かせください。

後継者不在による中小企業の廃業増加等に対応するため、福井県事業承継ネットワークなど関係機関の間での協力体制が図られています。福井県の経済基盤を維持・発展させるために保証協会をはじめ関係機関と連携しながら、情報共有やマッチングのための企業紹介、保証協会の事業承継支援メニューの活用など協力体制を強化し、県内中小企業の事業承継を進めていきたいと考えています。



お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

取材担当 企業支援部 井田 加藤 総務部 坂井 檀尾 石田

30年8月の保証動向

・保証承諾	1,803百万円(前年比	71.4%)
・保証債務残高	95,987百万円(前年比	88.9%)
・代位弁済	32百万円(前年比	54.8%)

8月の保証承諾は、147件、18億3百万円(前年比71.4%)となり、1件当たりの承諾額は1,227万円(前年1,512万円)となりました。制度別では、借換に係る制度(協会・県)の合計が5億98百万円と全体の33.1%を占め、業種別では、卸売業、小売業、建設業の順となりました。

なお、代位弁済は、10件(4企業)、32百万円(前年比54.8%)でした。

(単位:百万円、%)

	8月				当期中			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
保証承諾	147	1,803	88.0	71.4	1,195	16,265	146.1	164.9
保証債務残高					11,599	95,987	84.9	88.9
代位弁済	10	32	76.9	54.8	46	682	74.2	124.5

○保証承諾

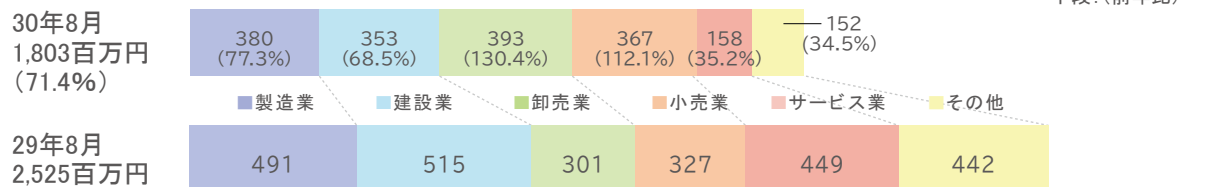
◆業種別

業種別では、製造業3億80百万円、非製造業14億24百万円。

上位3業種は、卸売業3億93百万円、小売業3億67百万円、建設業3億53百万円となりました。

なお、眼鏡工業は6件、74百万円(前年比110.8%)となりました。

(金額 前年比)

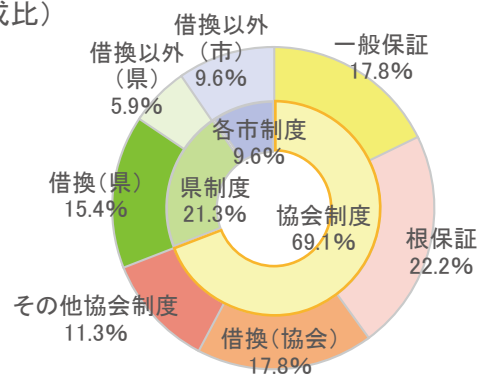


◆制度別

(金額 構成比)

制度別では、協会制度12億46百万円(前年比63.6%)、県制度3億85百万円(同107.6%)となりました。

また、「創業」に係る保証は、40百万円(前年比138.3%)となりました。

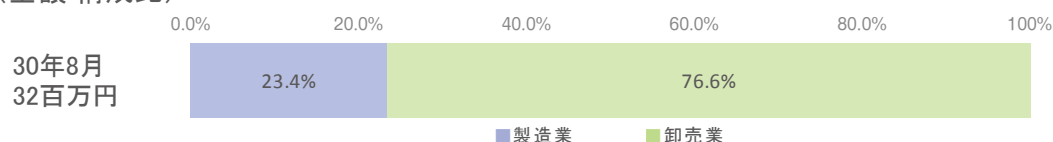


○代位弁済

◆業種別

業種では卸売業が24百万円となり全体の76.6%を占め、原因別では、全件が商況不振となりました。

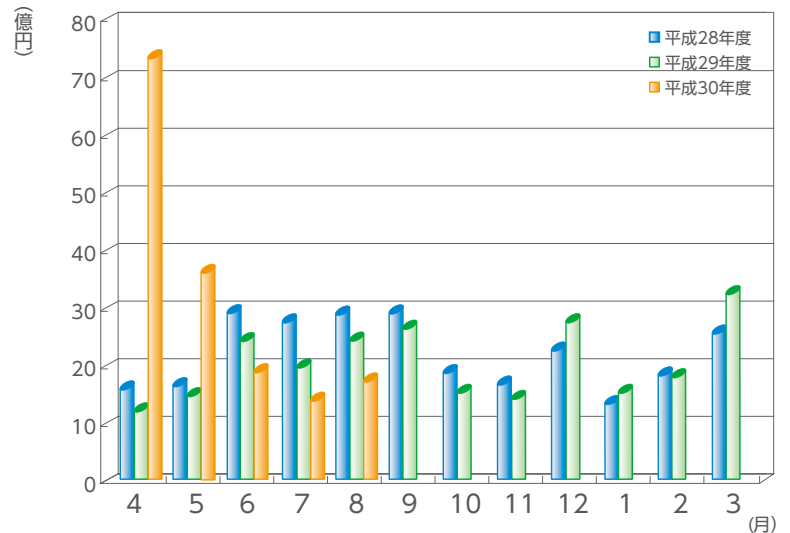
(金額 構成比)



保証承諾

(単位：百万円、%)

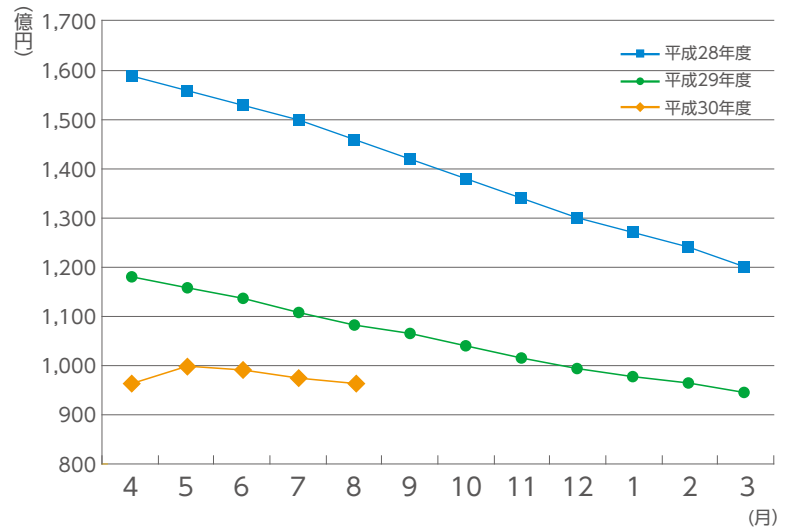
	28年度	29年度	30年度		
月	金額	金額	件数	金額	前年比
4	1,598	1,264	453	7,391	584.9
5	1,717	1,550	284	3,688	238.0
6	3,006	2,511	172	1,934	77.0
7	2,770	2,014	139	1,448	71.9
8	2,955	2,525	147	1,803	71.4
9	2,976	2,712			
10	1,918	1,622			
11	1,727	1,523			
12	2,285	2,814			
1	1,392	1,621			
2	1,883	1,877			
3	2,582	3,340			
合計	26,808	25,373	1,195	16,265	164.9



保証債務残高

(単位：百万円、%)

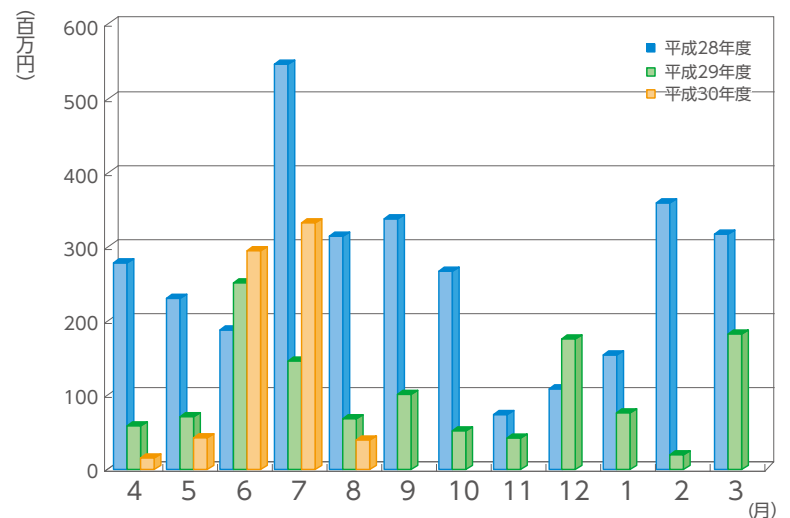
	28年度	29年度	30年度		
月	金額	金額	件数	金額	前年比
4	159,260	117,931	11,926	96,048	81.4
5	156,110	115,656	12,080	99,901	86.4
6	153,431	113,499	11,927	99,031	87.3
7	150,245	110,602	11,740	97,270	87.9
8	146,334	108,032	11,599	95,987	88.9
9	142,499	106,315			
10	138,501	103,785			
11	134,837	101,290			
12	130,499	99,131			
1	127,486	97,480			
2	124,030	96,177			
3	120,543	94,242			
平均	140,315	105,345	11,854	97,647	92.7



代位弁済

(単位：百万円、%)

	28年度	29年度	30年度		
月	金額	金額	件数	金額	前年比
4	270	50	2	7	13.8
5	222	62	6	33	53.8
6	179	242	14	287	118.9
7	541	137	14	323	236.0
8	306	58	10	32	54.8
9	329	93			
10	257	43			
11	65	32			
12	99	166			
1	145	68			
2	351	10			
3	309	174			
合計	3,073	1,135	46	682	124.5



※百万円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位：千円、％)

8月			項目		当期中		
前年同月比	件数	金額			件数	金額	前年同月比
／	／	／	保証	期首繰越	31	369,370	128.3
78.3	155	1,894,400	申込	本年度中	1,226	16,732,672	163.8
—	—	—	拒	絶	—	—	—
35.9	3	13,100	申	込取	22	107,500	55.3
29.7	／	3,000	査	定減額	／	292,950	1,461.8
／	／	／	調	査中	40	436,870	102.0
／	／	／	保証	期首繰越	12,009	95,955,791	78.9
71.4	147	1,803,490	承諾	本年度中	1,195	16,264,722	164.9
1,766.7	2	53,000	保	証後取	8	106,600	149.3
67.6	282	3,045,413	償	還	1,497	14,698,275	68.7
55.0	10	31,585	代	位弁済(元金)	46	681,251	125.1
／	／	／	貸	付報告未着	54	747,750	53.0
／	／	／	保	証債務残高	11,599	95,986,638	88.9
／	／	／	代	期首繰越	61	253,978	30.4
55.0	10	31,585	位	本年度中	46	681,251	125.1
34.9	—	182	弁	元金	—	830	24.3
54.8	10	31,767	済	利息	46	682,081	124.5
0.5	—	121	回	計	—	54,745	191.1
—	—	—	償	収	4	199,005	—
／	／	／	求	償権残高	103	682,308	50.4

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2

業種別保証状況

平成30年8月末

(単位：千円、%)

保証承諾							業種	保証債務残高				代位弁済	
8月			当期中									当期中	
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額
5	109,000	—	28	464,000	524.77	2.85	食料品工業	217	2,041,660	84.44	2.13	—	—
4	76,000	54.40	52	767,770	162.08	4.72	繊維品工業	546	5,778,863	82.19	6.02	—	—
—	—	—	3	50,000	81.97	0.31	木材・木製品工業	65	402,921	82.32	0.42	—	—
1	10,000	25.32	10	75,300	122.44	0.46	家具・建具工業	89	564,055	98.31	0.59	—	—
—	—	—	12	130,700	111.23	0.80	紙工業	87	733,704	60.91	0.76	—	—
—	—	—	—	—	—	—	製版・製本業	6	27,377	71.25	0.03	—	—
—	—	—	—	—	—	—	化学工業	9	23,168	33.51	0.02	—	—
—	—	—	—	—	—	—	石油・石炭製品工業	4	14,550	31.20	0.02	—	—
1	5,000	33.44	13	372,700	956.87	2.29	ゴム・プラスチック工業	114	1,090,928	103.90	1.14	—	—
—	—	—	—	—	—	—	ゴム製品製造業	6	15,514	44.94	0.02	—	—
—	—	—	—	—	—	—	皮革工業	4	7,118	140.76	0.01	—	—
—	—	—	5	140,000	304.35	0.86	窯業	68	938,716	79.29	0.98	5	233,348
2	9,000	20.22	23	381,800	187.62	2.35	機械工業	283	2,627,527	72.92	2.74	1	6,773
1	5,000	6.25	9	160,200	64.54	0.98	電気機器工業	108	990,921	88.27	1.03	—	—
—	—	—	—	—	—	—	車両工業	7	66,801	56.61	0.07	—	—
—	—	—	—	—	—	—	船舶工業	9	112,149	97.67	0.12	—	—
—	—	—	19	288,570	463.94	1.77	金属工業	201	1,776,037	96.97	1.85	—	—
—	—	—	3	42,300	105.75	0.26	ソフトウェア業	72	500,550	77.84	0.52	—	—
—	—	—	—	—	—	—	情報処理サービス業	1	409	4.19	0.00	—	—
—	—	—	—	—	—	—	農林漁業	1	4,444	71.47	0.00	—	—
14	165,930	127.46	86	944,840	135.66	5.81	その他の工業	675	3,969,738	83.23	4.14	5	12,980
28	379,930	77.33	263	3,818,180	174.29	23.48	製造業計	2,572	21,687,150	82.26	22.59	11	253,101
—	—	—	—	—	—	—	鉱業	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	土石採取業	11	251,657	68.54	0.26	—	—
—	—	—	—	—	—	—	木材伐出業	1	658	17.64	0.00	—	—
31	353,100	68.54	284	4,300,380	155.26	26.44	建設業	2,895	25,691,298	89.11	26.77	9	77,332
20	393,000	130.39	172	3,458,572	317.27	21.26	卸売業	1,332	15,158,073	95.99	15.79	11	59,770
37	367,120	112.13	226	2,652,600	194.36	16.31	小売業	1,945	14,585,185	92.88	15.20	12	280,273
7	29,100	24.13	80	422,170	89.76	2.60	飲食店	771	3,266,558	100.25	3.40	2	10,363
—	—	—	10	67,740	105.35	0.42	不動産業	129	951,690	72.24	0.99	—	—
4	120,000	47.58	19	392,950	76.71	2.42	運送業	324	4,043,047	90.64	4.21	—	—
—	—	—	—	—	—	—	貨物運送取扱業	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	倉庫業	8	108,468	77.59	0.11	—	—
—	—	—	1	30,000	—	0.18	電気・ガス・熱供給・水道業	11	122,806	108.38	0.13	—	—
—	—	—	4	23,500	23.15	0.14	印刷業	132	1,268,752	83.74	1.32	—	—
—	—	—	—	—	—	—	出版業	—	—	—	—	—	—
18	157,980	35.20	129	1,060,390	92.41	6.52	サービス業	1,413	8,618,581	86.69	8.98	1	1,243
2	3,260	108.67	5	11,740	391.33	0.07	保険媒介代理業	34	71,575	94.74	0.07	—	—
—	—	—	2	26,500	39.55	0.16	通信業	21	161,140	107.69	0.17	—	—
119	1,423,560	70.01	932	12,446,542	162.23	76.52	非製造業計	9,027	74,299,487	90.98	77.41	35	428,980
147	1,803,490	71.43	1,195	16,264,722	164.91	100.00	合計	11,599	95,986,638	88.85	100.00	46	682,081

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

3 金融機関別保証状況

平成30年8月末

(単位：千円、%)

保証承諾							金融機関	保証債務残高				代位弁済		
8月			当期中									当期中		
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	代弁率
35	559,070	68.67	269	3,714,620	143.29	22.84	福井銀行	3,027	30,514,034	80.68	31.79	17	531,504	1.74
18	286,860	74.78	207	4,700,562	265.10	28.90	北陸銀行	2,270	20,032,928	87.89	20.87	12	61,724	0.31
—	—	—	25	509,000	727.14	3.13	北國銀行	58	821,864	196.40	0.86	—	—	—
1	20,000	—	1	20,000	—	0.12	滋賀銀行	4	49,047	42.14	0.05	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	京都銀行	3	13,314	52.56	0.01	—	—	—
54	865,930	70.82	502	8,944,182	201.61	54.99	地方銀行計	5,362	51,431,187	84.07	53.58	29	593,228	1.15
—	—	—	1	4,800	82.76	0.03	みずほ銀行	10	67,175	64.89	0.07	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	三菱UFJ銀行	17	174,232	83.51	0.18	1	882	0.51
1	20,000	—	1	20,000	—	0.12	三井住友銀行	10	146,986	88.04	0.15	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	りそな銀行	2	43,653	82.29	0.05	—	—	—
1	20,000	—	2	24,800	427.59	0.15	都市銀行計	39	432,046	81.19	0.45	1	882	0.20
12	243,600	80.30	121	1,962,270	119.37	12.06	福邦銀行	1,345	12,580,208	92.29	13.11	4	15,011	0.12
12	243,600	80.30	121	1,962,270	119.37	12.06	第二地銀協加盟行計	1,345	12,580,208	92.29	13.11	4	15,011	0.12
64	499,460	96.12	443	4,068,950	166.29	25.02	福井信用金庫	3,679	22,257,681	95.55	23.19	10	32,673	0.15
3	35,000	16.36	33	384,600	68.97	2.36	敦賀信用金庫	421	3,142,538	94.56	3.27	—	—	—
2	6,000	42.86	14	138,460	146.99	0.85	小浜信用金庫	183	962,700	84.73	1.00	—	—	—
11	133,500	89.60	73	644,460	140.60	3.96	越前信用金庫	470	4,026,051	107.25	4.19	2	40,287	1.00
—	—	—	3	25,000	147.06	0.15	京都北都信用金庫	18	73,271	110.63	0.08	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	信金中央金庫	—	—	—	—	—	—	—
80	673,960	75.17	566	5,261,470	147.21	32.35	信用金庫計	4,771	30,462,241	96.48	31.74	12	72,960	0.24
—	—	—	4	72,000	35.47	0.44	商工組合中央金庫	80	1,067,545	97.85	1.11	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	1	10,675	97.27	0.01	—	—	—
—	—	—	4	72,000	35.47	0.44	政府系計	81	1,078,220	97.77	1.12	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	三井住友信託銀行	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	あおぞら銀行	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	横浜幸銀信用組合	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	福井市農業協同組合	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	花咲ふくい 農業協同組合	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	福井丹南 農業協同組合	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	福井県信用農業 協同組合連合会	1	2,736	20.36	0.00	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	越前たけふ 農業協同組合	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	その他合計	1	2,736	19.69	0.00	—	—	—
147	1,803,490	71.43	1,195	16,264,722	164.91	100.00	合計	11,599	95,986,638	88.85	100.00	46	682,081	0.71

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

4 市町別保証状況

平成30年8月末

(単位：千円、%)

保証承諾							地区	保証債務残高			
8 月			当期中					件数	金額	前年比	構成比
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比					
54	741,990	126.94	529	8,215,110	262.23	50.51	福 井 市	4,458	38,980,577	94.13	40.61
6	136,000	62.31	38	360,300	68.34	2.22	あ わ ら 市	299	2,517,795	96.73	2.62
13	107,300	25.98	142	1,774,672	159.54	10.91	坂 井 市	1,155	9,200,000	91.70	9.58
3	96,000	223.26	23	422,200	562.18	2.60	吉田郡 永平寺町	219	1,687,846	79.80	1.76
76	1,081,290	85.90	732	10,772,282	222.22	66.23	福井・坂井地域	6,131	52,386,217	93.28	54.58
7	120,500	60.55	55	734,860	169.11	4.52	大 野 市	474	4,759,229	97.04	4.96
4	54,800	299.45	29	235,200	134.94	1.45	勝 山 市	279	1,904,823	75.25	1.98
11	175,300	80.67	84	970,060	159.33	5.96	奥 越 地 域	753	6,664,052	89.63	6.94
21	228,200	92.67	140	1,545,640	135.26	9.50	鯖 江 市	1,357	9,539,760	81.90	9.94
10	76,800	30.52	90	1,051,550	104.99	6.47	越 前 市	1,198	9,059,407	84.48	9.44
-	-	-	4	46,300	56.81	0.28	今立郡 池田町	34	280,979	86.99	0.29
-	-	-	6	69,000	111.29	0.42	南条郡 南越前町	74	655,791	95.72	0.68
7	29,900	279.44	36	622,730	384.16	3.83	丹生郡 越前町	308	2,550,526	88.93	2.66
38	334,900	56.90	276	3,335,220	136.13	20.51	丹 南 地 域	2,971	22,086,463	84.14	23.01
10	133,000	44.26	58	762,750	75.26	4.69	敦 賀 市	908	8,471,769	82.68	8.83
3	16,000	110.34	11	102,000	46.34	0.63	小 浜 市	277	2,476,045	78.04	2.58
2	23,000	32.39	9	97,100	41.76	0.60	三方郡 美浜町	132	1,082,121	81.43	1.13
4	18,000	180.00	8	58,000	25.74	0.36	大飯郡 高浜町	175	1,209,724	77.76	1.26
-	-	-	8	79,710	138.70	0.49	大飯郡 おおい町	84	488,327	83.75	0.51
3	22,000	36.07	7	62,600	49.02	0.38	三方上中郡 若狭町	133	688,894	88.13	0.72
22	212,000	46.09	101	1,162,160	61.93	7.15	嶺 南 地 域	1,709	14,416,879	81.60	15.02
-	-	-	2	25,000	31.25	0.15	県 外	35	433,027	83.42	0.45
147	1,803,490	71.43	1,195	16,264,722	164.91	100.00	合 計	11,599	95,986,638	88.85	100.00

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

5 資金使途別保証状況

平成30年8月末

(単位：千円、%)

8 月				資金使途	当期中			
件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比
116	1,558,300	66.08	86.40	運 転	1,026	15,049,872	165.19	92.53
23	189,690	201.07	10.52	設 備	120	763,790	147.17	4.70
8	55,500	77.00	3.08	運 転 ・ 設 備	49	451,060	193.42	2.77
147	1,803,490	71.43	100.00	合 計	1,195	16,264,722	164.91	100.00

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

平成30年8月末

(単位：千円、%)

保証承諾							制度	保証債務残高				代位弁済			
8月			当期中									当期中			
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
77	1,245,900	63.60	355	4,560,520	59.13	28.04	協会制度	6,095	60,371,463	80.23	62.90	32	619,207	147.60	90.78
25	321,500	174.02	99	1,011,860	92.30	6.22	一般保証	2,036	11,761,845	70.26	12.25	16	262,986	339.84	38.56
—	—	—	5	50,000	263.16	0.31	経営安定関連保証	128	751,127	71.22	0.78	1	17,816	—	2.61
17	368,000	61.23	60	1,085,600	65.21	6.68	根保証（手貸）	458	7,834,165	77.10	8.16	1	4,164	46.10	0.61
—	—	—	—	—	—	—	根保証（割引）	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2	60,000	54.55	0.37	当座貸越根保証	12	455,445	97.01	0.47	—	—	—	—
4	22,000	91.67	14	60,000	70.59	0.37	事業者カードローン 当座貸越根保証	86	371,556	63.52	0.39	—	—	—	—
1	3,200	—	8	41,700	83.40	0.26	創業等・創業関連保証	70	233,288	135.09	0.24	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	流動資産担保融資保証	2	54,262	31.00	0.06	—	—	—	—
2	2,000	9.76	15	57,360	63.73	0.35	小口零細企業保証	233	409,157	84.88	0.43	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	特定社債保証	21	825,040	71.03	0.86	—	—	—	—
14	255,200	62.08	64	975,500	38.33	6.00	借換保証	2,297	27,620,282	73.51	28.78	13	333,254	137.06	48.86
—	—	—	—	—	—	—	東日本大震災復興緊急保証	5	87,243	82.58	0.09	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	経営力強化保証	2	11,470	21.94	0.01	—	—	—	—
2	113,000	55.94	8	351,000	99.05	2.16	事業再生計画実施関連保証	36	1,411,673	237.28	1.47	—	—	—	—
1	3,000	—	3	9,000	112.50	0.06	創業フォロー型当座貸 越根保証「ステップ」	10	23,000	287.50	0.02	—	—	—	—
—	—	—	3	6,800	13.03	0.04	新規・再利用推進保証「きずな」	23	158,183	313.37	0.17	—	—	—	—
3	43,000	716.67	4	71,000	710.00	0.44	ふくいスクラム保証	19	262,561	105.72	0.27	—	—	—	—
2	65,000	19.40	29	599,500	38.54	3.69	長期あんしん借換保証	222	5,577,226	191.70	5.81	—	—	—	—
—	—	—	1	20,000	49.26	0.12	新連携体支援保証	8	195,452	100.68	0.20	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	経営力向上関連保証	1	58,656	78.56	0.06	—	—	—	—
3	7,000	—	34	90,200	—	0.56	地域連携当座貸越根保証「YELL」	151	428,500	—	0.45	—	—	—	—
3	43,000	—	5	69,000	—	0.42	税理士連携短期継続保証	5	69,000	—	0.07	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	緊急短期資金(30豪雪)	12	115,500	—	0.12	—	—	—	—
—	—	—	1	2,000	25.00	0.01	その他	258	1,656,833	68.37	1.73	1	987	5.78	0.15
26	385,000	107.56	609	10,798,322	920.95	66.39	県制度	2,927	29,447,662	114.23	30.68	11	58,064	56.37	8.51
6	64,600	148.54	23	228,950	112.24	1.41	中小企業育成資金(一般)	371	2,229,001	82.03	2.32	3	5,788	169.28	0.85
2	9,400	140.30	23	79,630	198.08	0.49	〃(小口)	197	296,569	93.19	0.31	—	—	—	—
—	—	—	3	19,000	11.31	0.12	経営安定資金	601	3,533,348	61.98	3.68	2	2,909	20.25	0.43
—	—	—	—	—	—	—	関連倒産防止資金	2	3,503	98.82	0.00	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	中小企業再生支援資金	13	232,854	58.29	0.24	—	—	—	—
11	262,500	361.07	37	827,872	207.71	5.09	資金繰り円滑化支援資金	835	10,192,160	74.11	10.62	5	46,448	54.51	6.81
1	15,000	13.89	3	92,300	54.94	0.57	福井県長期借換支援資金	26	828,578	769.58	0.86	—	—	—	—
—	—	—	1	10,000	33.33	0.06	産業活性化支援資金	111	1,361,132	78.40	1.42	—	—	—	—
6	33,500	159.07	27	177,400	110.35	1.09	開業支援資金	184	662,918	126.39	0.69	1	2,918	—	0.43
—	—	—	492	9,363,170	—	57.57	中小企業緊急資金	540	9,760,489	—	10.17	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	その他	47	347,108	66.74	0.36	—	—	—	—
24	81,090	108.09	126	488,260	106.39	3.00	福井市制度	1,291	2,848,052	92.15	2.97	2	3,457	18.15	0.51
22	77,590	149.15	111	402,960	127.87	2.48	小規模企業者サポート資金	1,063	1,911,051	96.67	1.99	2	3,457	148.42	0.51
—	—	—	1	6,500	15.93	0.04	経営安定借換資金	83	467,520	78.43	0.49	—	—	—	—
—	—	—	1	15,000	73.96	0.09	効率アップ設備促進資金	27	141,851	93.90	0.15	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	ものづくり開発支援資金	11	42,074	33.89	0.04	—	—	—	—
2	3,500	43.75	13	63,800	80.02	0.39	創業支援資金	102	258,656	119.18	0.27	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	その他	5	26,900	105.27	0.03	—	—	—	—
1	10,000	30.30	8	37,750	42.20	0.23	敦賀市制度	187	344,761	67.53	0.36	1	1,353	580.45	0.20
—	—	—	—	—	—	—	中小企業経営安定資金	22	73,432	64.65	0.08	1	1,353	—	0.20
1	10,000	58.82	8	37,750	70.63	0.23	小規模事業者特別資金	165	271,329	68.37	0.28	—	—	—	—
10	57,000	92.76	46	230,750	113.28	1.42	鯖江市制度	589	1,665,811	76.63	1.74	—	—	—	—
3	18,000	59.70	26	122,750	201.89	0.76	小規模企業者特別資金	284	471,067	103.17	0.49	—	—	—	—
7	39,000	124.60	20	108,000	75.58	0.66	中小企業振興資金	295	1,169,502	69.53	1.22	—	—	—	—
—	—	—	1	4,000	28.57	0.03	大野市制度	46	321,206	93.92	0.34	—	—	—	—
—	—	—	1	4,000	28.57	0.03	中小企業資金	30	178,369	96.71	0.19	—	—	—	—
1	5,000	—	2	10,000	200.00	0.06	勝山市制度	61	88,160	81.33	0.09	—	—	—	—
1	5,000	—	2	10,000	200.00	0.06	小規模企業振興対策資金	59	84,941	80.93	0.09	—	—	—	—
5	14,500	120.83	25	57,550	44.41	0.35	越前市制度	324	647,288	91.04	0.67	—	—	—	—
5	14,500	120.83	25	57,550	44.41	0.35	小規模企業者支援特別資金	324	647,288	91.04	0.67	—	—	—	—
3	5,000	23.47	23	77,570	100.74	0.48	坂井市制度	79	252,235	400.79	0.26	—	—	—	—
3	5,000	23.47	22	67,570	87.75	0.42	中小企業者等振興資金(一般資金)	78	242,475	385.28	0.25	—	—	—	—
—	—	—	1	10,000	—	0.06	中小企業者等振興資金(創業資金)	1	9,760	—	0.01	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	小浜市制度	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	中小企業振興資金	—	—	—	—	—	—	—	—
147	1,803,490	71.43	1,195	16,264,722	164.91	100.00	合 計	11,599	95,986,638	88.85	100.00	46	682,081	124.47	100.00

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

協会保証制度

※一般保証枠（2億8,000万円）内での取扱いとなる主な制度

平成30年9月現在

制 度 名		保 証 対 象	保証限度	資金使途	保証期間	信用保証料率 (年.%)	有担保 割引 (※1)	担 保
普通保証		資本金3億円以下 (卸売業1億円以下、小売業・サービス業5,000万円以下)又は従業員300人以下(卸売業・サービス業100人以下、小売業50人以下) (政令特例業種はその定めによる)	個人・会社 2億円 組合等 4億円	運 転 設 備	7年以内 15年以内	0.45～1.90	○	必要に 応じ
無担保保証			8,000万円 (無担保無保証人 保証含む)					不要
根 保 証	手形貸付	手形貸付・手形割引・電子記録債権割引に対して、予め一定の極度額・期間・その他の条件を定め、その範囲内で何度でも貸付又は割引を受けることができます。	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	運 転	2年以内	0.45～1.90	○	必要に 応じ
	手形割引・電子記録債権割引					0.39～1.62	○	
開業資金保証		県内において事業を営もうとする個人・会社若しくは事業を開始して1年未満のもの	1企業 1億円	運 転 設 備	7年以内 15年以内	0.45～1.90	○	必要
当座貸越(貸付専用型)根保証		予め一定の極度額・期間を定め、その範囲内で反復・継続して借入が受けられます。	1企業 100万円以上 2億8,000万円以内	運 転 設 備	1年 若しくは 2年	0.39～1.62	○	5,000万円超は原則として必要
長期経営資金保証		業歴3年以上の中小企業者(組合を除く)。大口かつ長期的な経営資金として利用できます。	1件当たり 2,000万円以上 2億円以内	運 転 設 備	3年以上 15年以内 3年以上 20年以内	0.45～1.90	○	必要
事業者カードローン当座貸越根保証		小口資金を一定の期間カードを用いて反復継続して利用できます。	1企業 100万円以上 2,000万円以内	運 転 設 備	1年 若しくは 2年	0.39～1.62	○	原則 不要
小口零細企業保証		従業員20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)5人以下)の小規模企業者	2,000万円 (既保証融資残高を含めて 2,000万円以内)	事業資金	7年以内	0.50～2.20	○	原則 不要
						特別小口保険成立 0.70		不要
財務要件型無保証人保証		法人であって、一定の財務要件を満たす中小企業者	会社 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	事業資金 一括返済 分割返済	2年以内 7年以内	0.45～1.90	○	必要に 応じ
ふくいスクラム保証		事業資金を金融機関との協調により連携して支援	8,000万円	事業資金	10年以内	0.35～1.80		不要
長期あんしん借換保証		保証付き既往借入金の長期借換	2億8,000万円	運 転	15年以内	0.45～1.90	○	必要に 応じ
新連携体支援保証		新連携体支援事業の支援を受け策定した事業計画を有する中小企業者	2億8,000万円	事業資金	20年以内	0.45～1.90	○	必要に 応じ
創業フォロー型当座貸越根保証(事業者カードローン)「ステップ」		業歴6か月以上5年未満の中小企業者	300万円	事業資金	2年	0.39～1.62	○	原則 不要
新規・再利用推進保証「きずな」		保証申込時点において、当協会の保証残高が無い中小企業者	2,000万円	事業資金	10年以内	0.36～1.52		不要
税理士連携短期継続保証		税理士等が月次管理を行い、税理士等からの当該保証制度に係る推薦を受けていること	1企業1保証 3,000万円	運転資金	1年以内 (最大5年まで継続可能)	0.45～1.90 (※)		原則 不要
中部圏11協会共同地方創生保証「昇龍道・おもてなし」		地域資源を活用した商品・サービスをもって、新たな需要の創出と消費拡大を図る観光関連事業者	5,000万円	事業資金	10年以内	0.35～1.80		必要に 応じ

※推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合、0.35～1.80

※特別保証枠の取扱いとなる主なもの

制 度 名	保 証 対 象	保証限度	資金使途	保証期間	信用保証料率 (年.%)	有担保 割引 (※1)	担 保
経営安定関連保証	国の再生手続開始申立等企業認定に 基づく 関連中小企業者及び国が指定 する特定業種を営む中小企業者等	個人・会社 2億8,000万円 (ただし、6号認定[破綻金融 機関等関係]の場合3億8,000 万円) 組合等 4億8,000万円	運 転 設 備	7年以内	経営安定関連特例成立 1号～4・6号 0.80 5号・7号・8号 0.68		必要に 応じ
危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、 災害等の事象により著しい信用収縮 が生じた中小企業者	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		10年以内	0.80		必要に 応じ
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資 産を保有する中小企業者 ただし、棚卸資産を担保とする場合 は法人のみ	2億円 (保証割合80%)	事業資金	1年 (ただし、個 別保証の場合 は、1年以内)	借入極度額 (借入金額)に対し 0.68		必要 (申込人の有 する流動資 産のみを担 保とする)
特定社債（私募債） 保証	法人であって、次の要件のうち、(1)～ (3) のいずれかに該当する中小企業者 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、 以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は ④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率 2.0%以上 ②純資産倍率 2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率 1.0%以上 ④インタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0倍以上 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以 下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④ のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率 2.0%以上 ②純資産倍率 1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率 1.0%以上 ④インタレスト・カバレッジ・レシオ 1.5倍以上 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は ②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか 1項目を充足すること ①自己資本比率 1.5%以上 ②純資産倍率 1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率 5%以上 ④インタレスト・カバレッジ・レシオ 1.0倍以上	4億5,000万円 ・ただし、経営安定関連 保証を除く普通保証、 無担保保証と合計で 5億円を限度とする。 (保証割合80%)	運 転 設 備	2年以上 7年以内	0.45～1.90	○	2億円超 は原則と して必要
借換保証	(経営安定関連保証による借換) ① 保証申込時点において保証付き既往借入金の 残高があること ② 適切な事業計画を有していること ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいづ れかの規定に基づいた市町村長の認定書を有す ること	個人・会社 2億8,000万円 (ただし、6号認定[破 綻金融機関等関係]の 場合3億8,000万円) 組合等 4億8,000万円	返済資金 事業資金	10年以内	経営安定関連特例成立 1号～4・6号 0.80 5号・7号・8号 0.68		必要に 応じ
	(一般保証による借換) 保証対象、保証限度額、資金使途、その他の保証条件に関しては、それぞれの種類の保証における保証条件によるものとします。						
	(条件変更改善型借換保証による借換え) ① 保証申込時点において保証付き既往借入金の 残高があること ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済 条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援 を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画 の実行及び進捗の報告を行うこと	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	返済資金 事業資金	15年以内	0.45～1.90	○	
	※上記にかかわらず、原則として、保証協会が借入額の全額の保証を行わない保証については、保証協会が全額負担する保証による借換は行わないこととします。						
事業再生計画実施 関連保証 (経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の支援によ り作成した経営改善・再生計画（当該 計画に係る債権者全員の合意が成立し たものに限る）に基づき事業再生を行 い、金融機関に対して計画の実行及び 進捗の報告を行う中小企業者	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	事業資金	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有制度対象 0.68 責任共有制度 対象外 0.80		必要に 応じ
創業等関連保証	事業開始に係る具体的計画を有する創業 者及び創業者である中小企業者	個人・会社 1,500万円 (1)に該当する場合は自己 資金と同額が保証限度 額 (※2)	運 転 設 備	10年以内	0.80		不要
創業関連保証 (再挑戦支援保証含む)		個人・会社 2,000万円 (※2)	運 転 設 備	10年以内	0.80		不要

一括支払契約保証を除く保証について、「会計参与」を設置していることを登記により確認できる書類の提出を受けた場合、0.1%の割引を行います。

(※1) 担保提供（人的担保を除く）がある場合は0.1%の割引を行います。

(※2) 創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証を併用した場合の限度額は、3,500万円となります。

創業等関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証、一般分に係る無担保保険の合計額は8,000万円以下となります。

・特定社債保証の発行利率は発行所定の利率となります。

・融資利率は金融機関所定の利率となります。

福井県制度融資

平成30年9月現在

制 度 名		保 証 対 象	保 証 限 度	資金使途	保証期間	信用保証料率 (年.%)		保 証 付 貸付利率 (年.%)	担保	
中小企業育成資金	(一 般)	中小企業者	8,000万円	運 転 設 備	7 年以内 10 年以内	全額 県補給	0.35 ～ 1.70 0.35 ～ 1.70 0.40 ～ 1.96	1.20	必要に 応じ	
	(小 口)	小規模企業者	2,000万円 (既存の保証付融資残高を 含む)	運 転 設 備	7 年以内 7 年以内	3分の1 県補給	0.40 ～ 1.96 (※1の場合) 0.70	0.90		
							0.35 ～ 1.70 (※2の場合 3～4・6号) 0.70	1.00		
							0.35 ～ 1.70 (※2の場合 5・7・8号) 0.60	1.00		
経営安定資金		①売上高等、前年または2年前の同期に比して3％以上減少している中小企業者 ②原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、売上高等の減少が見込まれる中小企業者	8,000万円	運 転 設 備	7 年以内	0.35 ～ 1.70 (※2の場合 3～4・6号) 0.70 (※2の場合 5・7・8号) 0.60	1.00 0.90 1.00			
為替変動対策分		急激な為替変動の影響を受けたことにより資金繰りが悪化している中小企業者	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者	3分の1 県補給	0.35 ～ 1.70 (※2の場合 5号) 0.60	1.00			
セーフティネット保証支援分		0.80				0.90				
危機関連保証支援分		0.23 ～ 1.49 (※2の場合) (1号・2号) 0.80				1.00 0.90				
関連倒産防止資金		倒産企業に対し、売掛債権等を有する中小企業者	8,000万円 (ただし、売掛債権等の範囲内)	運 転	5 年以内	全額 県補給	0.68	1.70		不要
中小企業再生支援資金		経営改善計画等に従って再生事業を実施する中小企業者	一計画当たり 8,000万円 経営改善計画等に基づく再生事業の実施に必要な事業資金		10 年以内		0.35 ～ 1.70 (※2の場合 1～4・6号) 0.80 (※2の場合 5・7・8号) 0.68	1.70 1.40 1.70		必要に 応じ
資金繰り円滑化支援資金		経営改善計画に基づく借換えにより資金繰り及び経営の改善が可能な中小企業者	8,000万円 (新たな事業資金は、既往借入金の借換額を限度とする)		15 年以内	県補給 3分の1	0.35 ～ 1.70	(10 年以内) 1.70 (10 年超) 2.10		必要に 応じ
長期借換支援資金		既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っており、ローカルベンチマークを活用して事業の強み・弱みなど経営課題の把握に取り組む中小企業者	8,000万円		15 年以内	県補給 3分の1	0.35 ～ 1.70			必要に 応じ
開業支援資金	(無 担 保)	県内にて新たに事業を開始または1年未満の中小企業者	3,500万円 (事業資金総額2,000万円を超える部分は自己資金額を限度)	運 転 設 備	10 年以内 10 年以内	県補給 全額	0.80	0.90	不要	
		借入額のうち2,000万円まで(初回利用に限る)		県補給 2分の1	0.80					
	おもてなし産業支援分	菓子店等・飲食店・旅館を創業又は新商品開発を図る中小企業者	1 億円 (事業資金総額の1/3の自己資金が必要)	運 転 設 備	7 年以内 10 年以内	県補給 2分の1	0.35 ～ 1.70	1.00	必要	
		(有 担 保)	県内にて新たに事業を開始する方または1年未満の中小企業者				0.35 ～ 1.70			
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	菓子店等・飲食店・旅館の改修・新築、新商品開発を行う中小企業者	1 億5,000万円 (うち、運転資金8,000万円)	運 転 設 備	7 年以内 15 年以内	県補給 2分の1	0.35 ～ 1.70	(10 年以内) 1.00 (10 年超) 1.40	必要に 応じ	
	経営活性化支援分	商工会議所・商工会の経営指導員のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新を図る中小企業者	1 億5,000万円 (うち、運転8,000万円)			0.35 ～ 1.70				
	新事業展開等支援分	①中小企業新事業活動促進法等の事業計画を進める中小企業者	1 億5,000万円 (農工商等連携促進法及び地域資源活用促進法の認定に基づく資金8,000万円)			2分の1 県補給	0.35 ～ 1.70 (※3の場合) 0.68			
		②「ふくいの逸品創造ファンド事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者	8,000万円							
		③「新成長産業創出支援」に基づく補助事業を実施した中小企業者	1 億5,000万円 (うち、運転8,000万円)							
		④「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者	8,000万円							
		⑤嶺南地域企業特別支援チームが支援し、承認を受けた中小企業者	1 億5,000万円 (うち、運転8,000万円)							
		⑥「ふくい手しごと」に認定された伝統工芸品等の製造技術の維持承継に向け承認を受けた中小企業者	8,000万円							
	県外・海外販路開拓支援分	県内に本社(本店)があり、県外または海外への県産品の販路開拓のための事業計画を進め、県の承認を受けた中小企業者	1 億5,000万円 (うち、運転8,000万円)			0.35 ～ 1.70 (※3の場合) 0.68 (※4の場合) 0.98				
オープンイノベーション支援資金		ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、県の承認を受けた中小企業者	1 億5,000万円 (うち、運転8,000万円)	運 転 設 備	7 年以内 15 年以内	0.35 ～ 1.70		(10 年以内) 1.00 (10 年超) 1.40		
IoT・AI等導入支援資金		I o TやA Iを用いた設備の導入により、「付加価値額」および「経常利益」の向上が見込まれる事業計画を進める者として、県の承認を受けた中小企業者	1,500万円	設 備	5 年以内	0.35 ～ 1.70		0.60		
事業承継支援資金		①中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の認定を受けた者 ②認定支援機関等の支援により策定した事業計画を進める、3年以内に代表者を交代する見込みの者または代表者交代後1年以内の者 ③後継者不在等により存続見通しがつかない県内中小企業から事業基盤の全部または一部を承継する中小企業者	1億5,000万円 (親族間承継の場合8,000万円)	事業資金	15年以内 (親族間承継の場合10年以内)	2分の1 県補給	0.35 ～ 1.70	(10 年以内) 1.00 (10 年超) 1.40		

※1 特別小口保険成立分

※2 経営安定関連特例成立分

※3 経営革新関連特例、農工商等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分

※4 海外投資関係保険成立分

各市制度融資

平成30年9月現在

制度名		保証対象	保証限度	資金使途・保証期間		信用保証料率 (年.%)		保証付貸付利率 (年.%)		
福井市	福井市小規模企業者サポート資金	福井市内で業歴1年以上の小規模企業者	2,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000万円の範囲内)	運転設備 運転・設備併用	5年以内 7年以内 7年以内	保証料補給 全額	0.50～2.20 特別小口保険成立 0.70	0.90		
	福井市社会貢献サポート資金	福井市内で業歴1年以上の、子育てファミリー応援企業として登録されている企業等	3,500万円	運転設備 運転・設備併用	5年以内 10年以内 10年以内	保証料補給 2分の1	0.45～1.90	5年以内 10年以内	1.10 1.40	
	福井市経営安定借換資金	福井市内で業歴1年以上の最近3か月間の売上高が、前年同期と比較し、3%以上減少しているなどの中小企業者	4,000万円 (月返済額が減少すれば限度額の範囲内で追加融資可)	借換 (一般保証枠にて借り換える場合は、それぞれの保証条件による)	10年以内	保証料補給 4分の1	0.45～1.90	責任共有 対象 7年以内 10年以内	1.60以下 2.10以下	
							経営安定関連特例1～4・6号成立 0.80	責任共有 対象外 7年以内 10年以内	1.30以下 1.80以下	
井	福井市効率アップ設備促進資金	福井市内で業歴1年以上の、設備を導入し、生産性の向上や経費の削減が見込まれる中小企業者	2,500万円	設備	10年以内	保証料補給 全額	0.45～1.90	1.00		
	福井市ものづくり開発支援資金	福井市内で業歴1年以上の、製造業、ソフトウェア業を営んでいる、または新たに営もうとする中小企業者	3,000万円 (総事業費の8割を限度)	運転設備 運転・設備併用	5年以内 10年以内 10年以内	保証料補給 全額	0.45～1.90	5年以内 10年以内	0.90 1.00	
市	福井市企業立地促進資金	福井市内で業歴1年以上で、市内に工場または事業所の設置を行うなどの中小企業者	新設 2億8,000万円 新設以外 2億円 (総事業費の8割を限度)	設備	7年以上 15年以内	保証料補給 2分の1	0.45～1.90	10年以内 10年超 15年以内	1.10 1.40	
	福井市観光施設整備資金	福井市内で業歴1年以上で、観光施設の新設、増改築等の設備投資を行う中小企業者	3,000万円	設備	10年以内	保証料補給 全額	0.45～1.90	1.00		
	福井市創業支援資金	①35歳未満または女性、②2年以内に福井市内に転入、③市街地で築25年以上の物件改装等、④「福井市創業支援事業計画」支援を受けた方	2,000万円	運転設備 運転・設備併用	5年以内 7年以内 7年以内	保証料補給 全額	0.80	0.90		
敦賀市	敦賀市中小企業経営安定資金	敦賀市内にて事業を営んでいる、または新たに事業を営もうとする中小企業者 (新たに事業を営もうとしている、または事業継続が1年に満たない者で、設備資金の場合は、融資申込額の3分の1以上の自己資金を有すること)	運転設備 1,500万円 2,000万円 ※小売業者が店舗を新增改築する場合 2,500万円	運転設備 運転・設備併用	5年以内 7年以内 7年以内	保証期間が3年以内の場合、全期間保証料の50% 保証期間が3年を超え7年以内の場合、全期間保証料の30% 保証料補給	0.45～1.90 特別小口保険成立 0.70 経営安定関連特例1～4・6号、創業等関連特例、創業関連特例成立 0.80 経営安定関連特例5・7・8号成立 0.68	1.20		
	敦賀市小規模事業者特別資金	敦賀市内にて1年以上事業を営んでいる小規模企業者	1,250万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)		7年以内	保証料補給 全額	0.50～2.20 特別小口保険成立 0.70	0.90		
大野市	商工業振興資金	大野市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等	運転 (短期) 1,000万円	1年以内	—	保証料補給 3分の1 保証料補給 2分の1	0.45～1.90 特別小口保険成立 0.70	1.20		
			運転 (長期) 2,000万円					5年以内 7年以内 1.20 1.40		
			設備 2,000万円							
	経営安定資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、最近3か月の売上高が前年同時期と比較して10%以上等、減少している中小企業者等	運転 3,000万円	7年以内	保証料補給 3分の1	0.70 経営安定関連特例1～4・6号、創業等関連特例、創業関連特例成立 0.80 経営安定関連特例5・7・8号、経営革新関連特例成立 0.68	5年以内 7年以内	1.20 1.40		
	借換え資金	大野市の制度融資借入残高の他に借入れがあり、借換えを予定している中小企業者等					5年以内 7年以内	1.60 1.80		
	元気企業支援資金	大野市内において新たに事業を開始または開業から1年以内の中小企業者等	運転設備 500万円 1,000万円				運転設備	7年以内 10年以内	1.00	
市	経営革新・改善、異業種進出資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、経営革新計画・事業改善計画等の認定を受けた中小企業者等	2,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	—	0.68	1.20		
	労働環境改善・環境設備整備資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、労働環境改善計画・環境設備整備計画の認定を受けた中小企業者等	2,000万円	設備	10年以内					
	勝山市	勝山市小規模企業振興対策資金	勝山市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいる小規模企業者	運転設備 1,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000万円の範囲内)				7年以内	0.50～2.20 特別小口保険成立 0.70	1.20
鯖江市	鯖江市小規模企業者特別資金	鯖江市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者	運転設備 2,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000万円の範囲内)		7年以内	補給要件を満たす場合 保証料補給 全額	0.50～2.20 特別小口保険成立 0.70	0.90		
	鯖江市中小企業振興資金	鯖江市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者	運転設備 2,000万円 3,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	保証料補給 2分の1	0.45～1.90	5年以内 7年以内 10年以内	1.00 1.50 1.90	
越前市	越前市小規模企業者支援特別資金	越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者	運転設備 2,000万円 (既保証融資残高との合計で2,000万円の範囲内)		7年以内	—	0.50～2.20 特別小口保険成立 0.70	0.90		
坂井市	坂井市中小企業者等振興資金(一般資金)	坂井市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者	運転設備 1,000万円 3,000万円		7年以内	保証料補給 0.6	0.45～1.90	1.20		
	坂井市中小企業者等振興資金(開業資金)	坂井市内において新たに事業を開始または開業から1年以内の中小企業者	運転設備 1,500万円		7年以内	保証料補給 0.6	0.45～1.90 創業等関連特例、創業関連特例成立 0.80	(無担保) (有担保)	0.90 1.00	
小浜市	小浜市中小企業振興資金	小浜市内で6か月以上継続して事業を営んでいる中小企業者	運転設備 1,000万円	運転設備	5年以内 7年以内	保証料補給 3分の1	0.45～1.90	1.50		

(注) 全ての市の制度について市税を完納していることが条件です。

70年間の「ありがとう」をこめて



かんしゃ70福井

保証料率を0.2%引き下げ！
70年間の感謝をこめて、中小企業者の皆さまの
更なる発展を応援します！

保証制度の概要

保証制度名	創立70周年記念特別保証（かんしゃ70福井）
保証対象者	業歴1年以上の中小企業者の皆さま
保証限度額	3,000万円（無担保）
保証期間	10年以内
資金使途	事業資金（借換資金を除く）
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	0.25% ～ 1.70% （通常の保証料率より0.2%引き下げ）
取扱期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日

「信用保証協会」は、中小企業の皆さまが金融機関から事業に必要な資金を借り入れるとき、その保証人となって資金調達をサポートする公的な機関です。



〒918-8004

福井県福井市西木田2-8-1（福井商工会議所ビル内）

0776-33-8311（企業支援部保証課）

<https://www.cgc-fukui.or.jp>



本紙は融資商品の内容をお知らせするものであり、信用保証、ご融資をお約束するものではありません
金融機関および保証協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます

4 階

FAX 0776-33-8310

企業支援部

保証課 TEL 0776-33-8311

保証申込の審査・保証申込の受付、条件変更の受付、保証書発行、変更保証書発行、変更届、金融相談

企業支援課 TEL 0776-33-8312

創業支援、事業承継支援、経営支援、経営改善支援、再生支援、生産性向上支援、保証申込の審査（条件変更先・創業・再生支援・経営支援先等に限る）、条件変更申込の審査

経営サポート課 TEL 0776-33-8313

期中管理、信用保証料、事故報告、代位弁済

総務部

総務課 TEL 0776-33-8300

庶務、経理

経営管理課 TEL 0776-33-8300

事業計画、予算、決算、企画、広報、電算システムの管理

検査室

TEL 0776-33-8305

内部検査、コンプライアンス

5 階

FAX 0776-33-8321

管理部

管理課 TEL 0776-33-8320

求償権回収、法的措置、回収事務、保険金、損失補償金



<https://www.cgc-fukui.or.jp>



〒918-8004

福井市西木田2丁目8-1（福井商工会議所ビル4・5階）

TEL.0776-33-1800（代表）